

◆長寿医療制度（後期高齢者医療制度）での窓口負担（1割・3割）について

毎年8月に負担区分の判定を行います。


平成19年中の所得確定に伴い、医療機関等で受診する際の自己負担割合（1割・3割）の判定を行います。変更になる方には、7月中に新しい被保険者証をお届けします。

8月1日以降受診される際には、新しい被保険者証を医療機関窓口に表示してください。

《現役並み所得者（3割）》

		平成20年7月末まで	平成20年8月1日から
判定対象	範囲	同一世帯に属する被保険者及び70歳～74歳の国保又は被用者保険の加入者に係る所得及び収入。 (老人保健の基準と同じ)	同一世帯に属する被保険者の所得及び収入。
	所得と収入	課税所得 145万円以上 かつ、 ※合計収入 <ul style="list-style-type: none"> 複数世帯 520万円以上 単身世帯 383万円以上 	

Aさん夫妻の例



夫 75歳（後期高齢者医療制度）
夫の課税所得 220万円、年収390万円

妻 74歳（国民健康保険）
妻の課税所得 0円、年収120万円

		平成20年7月末まで	平成20年8月1日から
負担割合	夫	1割	3割
	妻	1割	1割

《判定単位の変更に伴う経過措置》

今回の制度改正により、上記のAさん夫妻の夫のように、一部の方については新たに現役並み所得者とされ、1割負担から3割負担になります。ただし、自己負担限度額については、平成22年7月までは、一般（月額44,400円）に据え置かれます。

※通常、現役並み所得者の場合、自己負担限度額は月額80,100円＋一定の限度額を超えた医療費の1%

（経過措置対象者の要件）

課税所得145万円以上、かつ年収383万円以上の被保険者であって、同一世帯に属する70歳～74歳の方も含めた年収が520万円未満の方（例示：Aさん夫妻の夫）

◆限度額適用・標準負担額減額認定証について

（毎年7月末までの有効期限となっています。更新をお忘れなく！）

現在、減額認定証をお持ちの方は、証の有効期限が7月末日までとなっています。

桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係（後期高齢者担当：6番窓口）で申請の手続きをお願いします。

◆長寿医療制度（後期高齢者医療制度）健康診査について

福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的として健康診査を実施いたします。

被保険者全員に、7月下旬に受診券とお知らせを送付いたします。

●受診対象者：被保険者

ただし、健康診査の目的から、生活習慣病（※）の治療を受けている方などは対象者となりません。

※生活習慣病とは、糖尿病・高血圧症・高脂血症・心臓病・脳卒中などです。

●受診期間：平成20年7月下旬から平成21年3月31日まで

●受診券の送付時期

ア 平成20年4月1日以降7月末までに被保険者となる方・・・7月下旬

イ 平成20年8月以降に被保険者となる方・・・被保険者となる月（75歳の誕生月など）の月上旬

●受診時の自己負担金：一人500円

●受診の方法：健康診査の実施医療機関で個別に予約のうえ、受診してください。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）についてのお問合せ先

◆福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ 092・651・3111

◆桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係（6番窓口） ☎ 65-1097